

一般社団法人宮崎県空手道連盟定款

令和 2年 6月25日 作成

一般社団法人宮崎県空手道連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人宮崎県空手道連盟と称し、英文表記を Miyazaki Karate-do Federation とし、略称をMKFとする。

(目的)

第 2 条 当法人は、宮崎県におけるアマチュア空手道組織を統轄し、代表する団体として、空手道の健全な発達とその普及を図り、もって宮崎県民の身心の錬成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 空手道の普及、奨励に関する事業
- 2 空手道の指導者の養成
- 3 各種講演会、講習会、研修会、大会、段位審査会等の企画、立案、実施及び運営に関する事業
- 4 書籍、機関紙、刊行物等の企画、製作、編集、発行及び販売に関する事業
- 5 会員の相互扶助に関する事業
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、宮崎県日南市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第 5 条 当法人の会員は次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体の代表者で、一般会員である個人
 - (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (3) 少年会員 当法人の目的に賛同して入会した個人のうち、入会年度の4月1日時点で18歳未満の者
 - (4) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
 - (5) 賛助会員 当法人の事業を援助する者
 - (6) サポーター会員 当法人の目的に賛同し、その活動を応援する者
- 2 当法人の会員となるには、理事会が定めるところにより申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は総会において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、いつでも退会することができる。この場合においては、各会員は、1 ヶ月前までに当法人に別に定める退会届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(3) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき

(4) 除名されたとき

(5) 総社員の同意があったとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる数をもって行なわれる決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 総会

(構成)

第 10 条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法にいう社員総会とする。

(権限)

第 11 条 総会は、以下の事項を決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(2) 定款の変更

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬の額

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する。臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。
- 3 総会を招集する場合、会長は、社員に対し、日時、場所、会議の目的である事項及びその内容並びに総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときはその旨を書面又は一般法人法第 39 条第 3 項所定の電磁的方法により、開催日の 1 週間前（総会に出席しない社員に議決権を行使することができることとするときは、2 週間前）までに通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、総会に出席しない社員に議決権を行使することができることとするときを除く。

(議長)

第 14 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事がこれに当たる。ただし、会長、副会長及び専務理事全てが欠けたとき又は事故があるときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(議決権)

第 15 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(総会の決議)

第 16 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 17 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会毎にしなければならない。

- 3 代理人は当法人の社員でなければならない。
- 4 第一項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第 18 条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第 19 条 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数等)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 30 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、3 名以上若干名を常任理事とする。
- 3 常任理事のうち、1 名を会長、若干名を副会長、1 名を専務理事、1 名以上若干名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の理事のうちの会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 常任理事、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(役員制限)

第 23 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 常任理事は、当法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(責任限定契約)

第 30 条 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 常任理事、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定、任命及び解職
- (4) 第 29 条の責任の免除

(開催)

第 33 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が招集する。副会長及び専務理事が全て欠けたとき又は会長、副会長及び専務理事の全てに事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長、副会長及び専務理事は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事がこれに当たる。ただし、会長、副会長及び専務理事全てが欠けたとき又は事故があるときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(資産)

第 40 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(剰余金の分配の禁止)

第 41 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長及び専務理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長及び専務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	佐藤	彦空
設立時理事	深水	憲一
設立時理事	田岡	正和
設立時理事	上村	高広
設立時理事	森崎	忠信
設立時理事	藤枝	孝明
設立時理事	甲斐	秀典
設立時理事	廣末	弥寿雄
設立時理事	下田	剛司
設立時理事	橋口	登志郎
設立時理事	三輪	安男
設立時理事	長友	隆文
設立時理事	西内	重夫

設立時理事 河野 和久
設立時理事 浅野 誠一
設立時理事 長友 富司雄
設立時理事 日高 雄二
設立時理事 佐藤 伊織
設立時理事 岡園 幸浩
設立時理事 山本 栄嗣
設立時理事 村上 貴志
設立時理事 鈴木 康大
設立時理事 荒木 修二
設立時理事 谷口 朝哉
設立時代表理事（会長） 佐藤 彦空
設立時監事 金市 米男
設立時監事 河野 末廣

（設立時社員）

第 49 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮崎県日南市西弁分四丁目 2 番地 4
設立時社員 佐藤 彦空
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 9 3 4 番地 2
設立時社員 深水 憲一
宮崎県宮崎市大島町山田ヶ窪 1 9 2 8 番地
設立時社員 田岡 正和
宮崎県宮崎市大王町 7 8 番地 4
設立時社員 西内 重夫
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 1 3 8 2 番地 7
設立時社員 河野 和久
宮崎県宮崎市大坪西 2 丁目 1 2 番 3 0 号
設立時社員 上村 高広
宮崎県日南市戸高三丁目 1 5 番地 4
設立時社員 藤枝 孝明
宮崎県西都市大字右松 2 9 4 7 番地
設立時社員 橋口 登志郎
宮崎県日南市大字隈谷乙 1 1 2 0 番地
設立時社員 長友 富司雄
宮崎県宮崎市大字浮田 3 1 8 0 番地 6 2
設立時社員 山本 栄嗣
宮崎県都城市姫城町 1 5 街区 7 号
設立時社員 佐藤 伊織

第9章 補 則

(実施細則)

第 50 条 この定款の実施に関して必要な事項は理事会の決議を得て、会長が別に定める。
(法令の準拠)

第 51 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人宮崎県空手道連盟の設立のため、設立時社員佐藤彦空、同深水憲一、同田岡正和、同西内重夫、同河野和久、同上村高広、同藤枝孝明、同橋口登志郎、同長友富司雄、同山本栄嗣、同佐藤伊織の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 2年 6月25日

設立時社員 佐藤 彦空

設立時社員 深水 憲一

設立時社員 田岡 正和

設立時社員 西内 重夫

設立時社員 河野 和久

設立時社員 上村 高広

設立時社員 藤枝 孝明

設立時社員 橋口 登志郎

設立時社員 長友 富司雄

設立時社員 山本 栄嗣

設立時社員 佐藤 伊織

定款作成代理人 行政書士 林 洋志